

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

| | |
|---------|--|
| タイトル | CDM Executive Board: question and answer session (CDM 理事会 : 質疑応答) |
| 主催 | UNFCCC |
| 日時 | 2005 年 11 月 28 日 |
| 主要討論者 | <ul style="list-style-type: none"> - Ms. Sushma Gera, Chair - Mr. Xuedu Lu , Vice-Chair - Mr. Jean-Jacques Becker - Mr. Rajesh Kumar Sethi - Ms. Anastasia Moskalenko - Mr. Richard Muyungi - Ms. Gertraud Wollansky - Mr. Mahasaru Fujitomi - Mr. Hernán Carlino - Ms. Marina Shvangiradze - Ms. Liana Bratasida |
| 目的 | 2005 年度の CDM 理事会の活動について報告するとともに、サイドイベント参加者からの質疑に CDM 理事会理事が応答する。 |
| 質疑応答の概要 | <p>【ネパール：政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 非再生可能(non-renewable)バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクトに関する小規模 CDM の方法論中の文言が削除されたが、このようなプロジェクトは途上国に持続可能な発展に寄与する。なぜ削除する必要があったのか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 第 21 回 CDM 理事会 (EB) において決定した内容と小規模 CDM 簡易方法論が一致しなかったために、削除した。しかしながら、この種のプロジェクトがホスト国の持続可能な発展に寄与する可能性は高いため、優先順位において新しい方法論を検討する予定である。現在、この点のコメントを外部より求めており、それらを基にして次の小規模 CDM ワーキンググループ及び次回の EB にて検討する。 ➔ 根本的な問題点は、(COP は通常のプロジェクトにおいて) 森林における炭素プールの保全を求めている一方、この種のプロジェクトはそれを実施してしまうことである。この点を解決するような方法論が必要である。 <p>【インド】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 気候変動枠組条約の 4 条 5 項を促進させるために、CDM と関連して議論することが可能か？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ CDM で技術移転が実現することは望ましい。ただ、いくつかの途上国においては国内、もしくは南南協力においても技術移転が実現しているケースがある。 ➔ CDM と技術移転は別個に議論されない問題であり、多くの CDM プロジェクトにおいて、技術移転がなされている。 |

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

【?】

- CDM Executive Committee とはどのようなものか？また、これらの決定は公開されるのか？
 - 具体的にその役割や構成を決定したわけではない。現在、CDM 理事会の開催の間隔が 10 週ほどであるが、現在はこの間電子媒体で意思決定を行っている。しかし、メールを見ていなかった場合など電子媒体での意思決定が機能しないことがあることが現状である。そのため、何らかの形で早い意思決定を可能にすることが Committee の目的である。EB22 でも議論したが、その具体的な内容は決定しなかった。
- 分担金 (share of proceeds) の 20 セントはどのように決定されたのか？
 - 事務局の運営費として、適用基金のように「%」で決定するか、など様々な要因を組み込んで考慮した結果、20 セントとなった。また、これは価格シグナルを与えるものではない。

【IETA】

- 追加性の証明ツールの利用が困難である。
 - 基本的にツールの使用は義務ではない。また、承認方法論や統合方法論で使用が義務化されているものがあるが、ツールにはステップにより選択肢があるため柔軟である。
 - 追加性の証明に関して新しいツールが提案されれば、方法論パネル (MP) と EB において審議する。ただし、提案を審議するには相当の時間を要する。

【インド：national focal point】

- セクトラル CDM (セクトラル政策とセクトラルベースライン) に関して、EB はどのように考えているか？
 - EB22 においてセクター別政策に関する議論はあったが合意がでなかった。そのため、COP/MOP にガイダンスを要請した。セクトラルベースラインについては、EB に対して方法論の提案も無く、そのため議論もしていない。

【ポリビア：DNA】

- 国内政策とベースラインシナリオについて、「L_±」についてどのように考えているか？
 - EB22 において議論した結果、「E_±」の定義は EB16 で決定されたものを利用する。「L」についてはそのカテゴリーそのものを削除した。その代わりに、「E」のプラス/マイナスのどちらにも一致しない政策は、ケース毎に審議する。
- ある非附属書 国が、別の非附属書 国に対して CDM プロジェクトを実施することができるか？
 - 南南間 (非附属書 国間) での CDM 実施はできない。

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

【ニュージーランド：？】

- 承認方法論や提案方法論を組み込んで統合方法論にするために、(地域などの)スタンダードがあるのか？
 - そのようなものはない。
- 承認方法論が存在する分野で新しい技術を導入したい場合、どのようにすればよいか？
 - Deviation で対応できる場合と、新方法論が必要な場合と2つある。

【SSN：NGO】

- プロジェクトの地域分布の公平性や能力構築に関して、EB はどのような取り組みを行ってきたか？
 - EB は、能力構築が重要な問題であることを認識しており、年に2回にDNAフォーラムを開催している。更なる活動が必要であると認識している。
- 方法論を審議する際に、MP はどのような事前審議をしているのか？
 - 申請受理したものを順番に審議している。最近では、MP の審議効率をあげるために、DOE もしくはMP によるプレアセスメントの制度を導入して、質の高い提案方法論のみを審議するようにしている。

【コロンビア DNA】

- COP10 において、交通分野の CDM プロジェクトに優先順位がおかれた。その後1年が経過したが、結果は何か？
 - 標準プロジェクトの方法論はいくつのものを考慮してきた。しかし、それらは現在のところ承認に至っていない。現在利用できる交通分野の方法論として、小規模 CDM 簡易方法論 .C. 『温室効果ガス低排出車両による排出削減』がある。
 - 現在提案されている交通分野の方法論のタイプとして、バイオ燃料(ガソール含む)と モーダル転換がある。では、削減量のダブルカウントが問題となっていたため、EB22 でパブリックコメントをとるように決定した。では、公共交通からの排出量などが、普通のプロジェクト(化学施設など)のモニタリングと比較して困難なことがあげられる。

【？】

- 炭素隔離・貯蓄に関して、EB はどのように考えているか？
 - EB22 では、この種のプロジェクトが CDM として適格かどうかの決定がなされなかったため、COP/MOP にガイダンスを要請した。MP では提案された方法論の議論は行っていない。マラケシュ合意に一致するか、特に『隔離(sequestration)』が森林吸収のみに対応していること、バウンダリー、リーケージの問題がある。

【南アフリカ】

- 小規模 CDM でのバンドリングはどのように行うのか？
 - 各タイプの上限内で異なるタイプでのバンドリング、タイプ内でのサブバ

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

| | |
|----|--|
| | <p style="text-align: center;">ンドル、同じベースラインなどを利用することができる。</p> <p>【日本：コンサル】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 非附属書 国から附属書 国でないところに、クレジットを移転することができるか？ <ul style="list-style-type: none"> → 適応基金や事務局の運営費を差し引いた後、EB により認定されているプロジェクトの参加者に移転される。 - ベースラインシナリオの選択肢からひとつを選択して、そのベースライン排出の計算式を立てるべきだと考えるが、EB はどのように考えるか？ <ul style="list-style-type: none"> → その通りである。 <p>【オランダ：政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> - クレジットの遡及を求める場合は、2005 年末までに登録が必要なことについて、EB はどのように考えているか？ <ul style="list-style-type: none"> → COP の決定であるため、EB はそれに従う。植林プロジェクトについては、この決定は適用されない。 <p>【モロッコ：政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> - CDM プロジェクトの地域分布に偏りがある。能力構築が問題のひとつであるが、セクター CDM は様々な問題解決に役立つ。 <ul style="list-style-type: none"> → EB に方法論の提案などがあれば、考慮する。 - 適応対策として実施される CDM は重要である。追加性を、適応の対策として証明することはできないか？ <ul style="list-style-type: none"> → 考え方として非常に興味深いものである。一方で、現在の modalities and procedure ではそのようなことが認められていない。 <p>【エクアドル：政府】</p> <ul style="list-style-type: none"> - CDM の経験から得られた JI への教訓は何か？ EB は、JI の 6 条監督委員会とどのように協力していくのか？ <ul style="list-style-type: none"> → JI に関しては COP が決定を行うため、EB の権限を越えている。 |
| 資料 | UNFCCC webcast |

文責：錦 真理（GEC）